

「奈良県交通遺児等援護事業」実施要綱 運用基準

<p>① 激励金</p> <p>◇ 申請できる期間 ・父または母等の死亡時より1年以内とする。</p> <p>◇ 給付要件 ・父または母等の死亡時、遺児が奈良県内に住所を有していること。 ・父または母等の死亡時、遺児が満18才未満であること。</p> <p>◇ 適用時期 ・平成25年4月1日以降に発生した交通災害又は自然災害から適用する。</p> <p>◇ 申請の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">遺児の保護者より市町村に申請書(様式1-1)を提出 ↓ 市町村より本会に送付 ↓ 本会から給付の可否を通知 ↓ 給 付</p> </div>
<p>② 入学祝金</p> <p>◇ 申請できる期間 ・小学校、中学校、高等学校それぞれ入学から1年以内とする。</p> <p>◇ 給付要件 ・父または母等の死亡時、遺児が奈良県内に住所を有していること。 ・父または母等の死亡時、遺児が満18才未満であること。</p> <p>◇ 入学祝金の給付 ・小学校、中学校、高等学校それぞれ入学時1回とする。</p> <p>◇ 申請の流れ 上記激励金「申請の流れ」参照(様式1-1)</p>
<p>③ 就職・入学準備金</p> <p>◇ 申請できる期間 ・就職や大学等への入学・進学が決定してから1年以内とする。</p> <p>◇ 給付要件 ・父または母等の死亡時、遺児が奈良県内に住所を有していること。 ・父または母等の死亡時、遺児が18歳未満であること。 ・就職または大学等への入学・進学決定時、遺児が満18歳に達する年度内であること。</p> <p>◇ 就職・入学準備金の給付 ・就職時又は入学時の何れか1回限りとする。</p> <p>◇ 適用時期 ・平成27年4月1日から適用する。</p> <p>◇ 申請の流れ 上記激励金の「申請の流れ」を参照し、様式1-2により申請する。</p>
<p>④ 交流会等事業</p> <p>◇ 助成申請 ・助成金申請書(様式3)により本会に申請する。</p> <p>◇ 助成額 ・申請に基づき、当該年度予算の範囲内で別途会長が定める。</p>
<p>⑤ その他事業</p> <p>[メンタルケア助成] 交通災害又は自然災害により、配偶者等を亡くし、生活や子育て等に不安を持つ保護者を対象に、心理カウンセリングの利用に係る費用を助成する。</p> <p>◇ 助成額: 30,000円以内 ・カウンセリング利用回数(6回又は初診から1年以内を限度)に応じ、利用費用の一部を助成する。 ・医療法人において実施する保険診療に含まれるものを除く。</p> <p>◇ 助成申請 ・助成金は申請書(様式4)に基づき、カウンセリング後本会に申請するものとする。</p>